藤枝市ものづくり設備等導入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、生産労働力不足や老朽化の進む設備環境など厳しい事業環境にある中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者をいう。以下同じ)に対し、先端設備等の導入や革新的な開発等による労働生産性の飛躍的向上を図るため、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則(平成17年藤枝市規則第2号)及びこの要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

- 第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、藤枝 市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者で市長が認めたものとする。 (補助事業)
- 第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、藤枝 市導入促進基本計画(平成30年6月19日策定)に掲げる条件を満たす事業であ って、市長が別に定める国又は静岡県(以下「国等」という。)の補助金交付 事業の対象となる事業とする。

(補助の対象及び補助率・額)

- 第4条 補助の対象は、補助事業の対象となる経費のうち市長が別に定める経費とする。
- 2 補助率・額及び補助限度額は、市長が別に定める。

(交付の申請)

- 第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請 書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 市内に事業所があることを証明する書類
 - (2) 藤枝市の先端設備等導入計画認定書の写し
 - (3) 補助事業に係る国等の交付決定通知書及び確定通知書の写し
 - (4) 補助事業に係る国等への実績報告に係る書類一式の写し
 - (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び確定)

第6条 市長は、前条の交付申請書を受理したときは、その内容を精査し、適当 と認めたときは、補助金交付決定通知書兼確定通知書(第2号様式)により当 該補助事業者に通知するものとする。 (請求)

第7条 補助事業者は、前条の通知を受領した日から起算して14日を経過した 日までに請求書(第3号様式)を提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に改正前の藤枝市ものづくり設備等導入支援事業費補助金交付要綱の規定による申請のあった藤枝市ものづくり設備等導入支援 事業費補助金の交付については、なお従前の例による。

附則

この告示は、公示の日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。